

地域のつながり！ 減量のたのしさ！！ =きしわだ= 推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

令和7年(2025年)

第64号

(2月発行)

編集と発行

岸和田市廃棄物対策課
電話072(423)9465

令和6年度 リサイクル施設視察研修会を開催しました

令和7年2月6日(木)大阪府枚方市にある「関西リサイクルシステムズ(株)」へ視察・見学に推進員、地区市民協環境部会7名の方に参加していただきました。

「関西リサイクルシステムズ(株)」とは、みなさんの家庭から排出された、家電リサイクル4品目(エアコン・冷蔵庫・洗濯機・テレビ)を再資源化する企業です。枚方工場では、エアコン・冷蔵庫・洗濯機の3品目の再資源化する作業工程が見学出来ます。(テレビの再資源化は三重県伊賀市にある第二工場でおこなっています。)



作業工程見学の前に、説明員による見学者ホールでの家電リサイクル処理の説明とDVDを鑑賞した後、ヘルメットと無線イヤホンを装着し、展示コーナーを含めた作業工程の見学に進みます。



部品の種類や素材別に、作業員が工具を使い手際よく作業していきますが、金属片やプラスチック片、落下物によるケガの危険が常に伴います。その為、安全対策第一に作業されています。

最後に「私たちが家電リサイクル品を出す時に注意する事は？」の質問に、説明員さんからは「異物は必ず取り除いて出してください。特に夏場の冷蔵庫の食品類の異物は腐敗していて作業が中断するほどの事態になる」そうです。「それにリサイクル材としての品質低下にもつながります。みなさんも家電リサイクルに出される場合は異物を取り除くようにしてください。」との事でした。

家電リサイクル制度について

【家電リサイクル法の対象機器】は、家庭用の「エアコン」「テレビ(ブラウン管式、液晶、有機EL、プラズマ式)」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目です。なお業務用機器は対象外です。



上記の物は、粗大ごみでは回収できません。
先ずは、購入先か買い替えの際に家電販売店に引き取りを依頼して下さい。
(リサイクル料金+収集運搬料金が必要)

○その他の処理方法について(①、②の方法があります)

いずれの処理も、郵便局でリサイクル料金を振り込んで下さい。

リサイクル料金(右記)を郵便局にある専用の振り込み用紙(家電リサイクル券)に必要事項を記入して支払いをして下さい。
※事前にリサイクルする品物のメーカー、大きさ(容量)を調べておいて下さい。

品目		リサイクル料金(税込)
テレビ (ブラウン管式)	15型以下	1,320円～
	16型以上	2,420円～
テレビ (液晶・有機EL・プラズマ式)	15型以下	1,870円～
	16型以上	2,970円～
冷蔵庫・ 冷凍庫	170ℓ以下	3,740円～
	171ℓ以上	4,730円～
洗濯機・衣類乾燥機		2,530円～
エアコン(室外機含む)		990円～

令和6年4月1日現在の料金です。

メーカーにより料金が異なる場合があります。
ご不明な点は下記QRコード「リサイクル券センター」HP、または 0120-319640にお問い合わせ下さい。



①リサイクル品を自己搬送して下さい。

リサイクル券を持参して、下記の指定取引所に自己搬送して下さい。

日本通運株式会社 岸和田流通センター

岸和田市地蔵浜町7-6 電話072-439-5658

エフワン流通株式会社

泉大津市我孫子601 電話0725-22-4222

※休業日、営業時間などはホームページで確認して下さい。

②自己搬送できない場合には

市または、許可業者へ収集運搬を依頼することも可能です。
(ただし、郵便局でリサイクル料金支払い済の方)

※市の場合1台につき運搬手数料(現金)2,000円が必要です。

粗大ごみ受付電話 072-433-0053 で回収日時を予約して下さい。

問合せ 粗大ごみ担当 072-423-9750

集団回収利用状況

令和6年度上半期（4月～9月）の集団回収量は新聞784,355kg、雑誌224,236kg、ダンボール449,398kg、古布89,561kgの回収がされました。新聞、雑誌の回収量は年々減少傾向にあり、新聞離れや電子書籍の普及などが主な要因と思われます。

ダンボールに関しては近年はインターネット通販や個人間の売買などにダンボールを使うことで若干の増加が見られましたが、最近では簡易包装などでダンボールを使用しない配送が増えてきており、回収量が減少傾向にあります。しかし下記にあるリサイクル出来る多くの「雑紙」がまだ普通ごみとして捨てられている現状があります。

雑紙の出し方

新聞、雑誌、ダンボールの他に、リサイクルできる紙“雑紙”があります。可燃ごみを減らし、紙のリサイクルを進めるため、“雑紙”の分別にご協力ください。



出せない紙類

次の“雑紙”は普通ごみに出してください。

防水加工されたもの、においのついたもの、テープなどの粘着物が付着しているもの、コーティングされたもの、内側がアルミのもの、食べ物や油などで汚れたもの、紙以外のもので貼り合わせられたもの、水に溶けにくいもの（ティッシュペーパー、キッチンペーパーなど）迷った場合は普通ごみへお願いします。

※ 紙回収業者により“雑紙”の取り扱いが異なります。実施団体の紙回収業者に確認してください。

家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度を活用ください

岸和田市では、一般家庭から排出される生ごみの再利用をうながし、また排出量を抑えるために、家庭用生ごみ処理機器購入経費の一部を補助しています。（必要書類を用意し、購入から90日以内に申請してください。）

種別	補助額	台数
電動式生ごみ処理機	購入の半額で、上限20,000円 (1,000円未満切り捨て)	1世帯に1台まで
生ごみ処理機 (コンポスト、EMバケツ等)	購入の半額で、上限3,000円 (100円未満切り捨て)	1世帯に1台まで (EMバケツに限り1世帯2台まで補助できます)

※ 前回の補助金の交付から5年経過していないと、次回の申請はできません。

※ 予算には限りがあります、予算を超える場合には申請を受け取れないのでご注意ください。

詳細は、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

申請窓口 減量推進担当 電話 423-9465



令和6年度 廃棄物減量等推進員の交代について

推進員の皆様には、2カ月に一度の埋立ごみの立会い、分別排出のご指導、地区別研修会へのご参加など、日頃何かとお忙しい中「ごみの減量化・リサイクル活動を推進する地域のリーダー」として、市と地域とのパイプ役を担っていただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年5月31日に委嘱しました「岸和田市廃棄物減量等推進員」の皆様につきましては、任期期間2年のため、令和8年5月30日までが任期期間となります。しかし町会・自治会役員交代等の理由によりやむをえず変更する場合には、書類にて（現）推進員を解職し、町会長・自治会長より新たに推薦された（新）推進員を委嘱するための手続きが必要となります。その際関係書類につきましては、町会長、自治会長宛に案内を送付いたしますので、今年度で交代される予定の推進員は町会長、自治会長に確認をお願いします。（変更の手続きをされませんと、推進員への案内等の郵便物が旧推進員に届いてしまいます。）

推進員を解職されてからも任期中の活動で得た知識と経験を生かし、日常の生活や町内会での、ごみの減量化・リサイクル活動、啓発等に、ご協力していただけますようお願い申し上げます。また引き続き活動される推進員の皆様よりよろしくお願いいたします。

今年度の推進員での活動を報告していただく「令和6年度 活動報告書」の案内を同封していますので、回答のほどよろしくお願いいたします。

廃棄物対策課減量推進担当

電話 072-423-9465